

# 原環センター トピックス

RADIOACTIVE WASTE MANAGEMENT CENTER TOPICS

1995.6.NO.33

## 目次

放射性廃棄物処分の課題についての国際的取組－国際会議－各会議の特徴と地層処分の基準	①
各国の政策と計画	⑥
センターのうごき	⑧

## 放射性廃棄物処分の課題についての国際的取組－国際会議－

—— 各会議の特徴と地層処分の基準 ——

### 1. 各会議の特徴

放射性廃棄物の処理処分の課題を解決するためには、国の政策、安全基準、PA対策等の政治的なコンセンサスの形成が必要であり、また、固化体、容器、地層等の性質についての科学的な研究や工学的な研究開発が必要である。これらの課題に関する情報の交流を図るため、年々多くの国際会議が開かれている。定期的に開催されている主な会議の特徴を紹介する。

#### a) ツーソン会議

The Symposium on Waste Managementのことで、Arizona州立大学が中心になり多くの学会や組織がスポンサーとなって、1974年以来毎年米国のArizona州Tucsonで開催されている。政治政策的な分野から、工学的な分野まで広い範囲にわたって、**経験や計画等実務的な報告が多い**。また、国の政策、基準等の紹介が豊富であることも一つの特徴である。1995年3月に開催されたWaste Management '95でも米国、ドイツ及び

スウェーデンから地層処分の基準についての紹介があった。これらの国はそれぞれ特徴があり、わが国での今後の基準づくりにも参考にされると思われるので後に内容を紹介する。

#### b) ボストン会議

米国材料学会の年会の一部門として開催されるScientific Basis for the Nuclear Waste Managementのことで、1978年以来米国Massachusetts州Bostonを本拠に催されている。1982年にBerlinで開催されたのを皮切りに3年ごとに米国以外の国で開催されるようになった。1994年はわが国の京都で開催された。**放射性廃棄物の処理処分の基礎的な学術研究色の強い報告が多い**。固化材やキャニスター材料などの研究が主であったが、近年は地層中での放射性核種の移行メカニズムに関する研究報告が増えている。

#### c) 米国機械学会の廃棄物環境修復国際会議

The International Conference on Nuclear

Waste Management and Environmental Remediationのことで米国機械学会が開催国の原子力学会や機械学会との共催で、1987年香港で開催されたのに始まり3年ごとに、京都、ソウル、プラハの順に開催された。開催国の詳しい情報を得るのによい機会である。

d) SPECTRUM

米国原子力学会により、放射性廃棄物対策、除染、解体措置に関する国際topical meetingとして始められ、隔年に開かれている。現在はNuclear and Hazardous Waste Management会議と呼ばれている。他の国際会議では得られ難い装置や施設に関する詳しい情報が得られる。工学的な研究開発の現状を把握するには貴重な会議である。

e) High-Level Radioactive Waste Management

米国原子力学会と土木学会の共催で1990年以来米国Nevada州Las Vegasで毎年開催されている。ツーソン会議と開催地も近く、時期も1ヶ月程度ずれているのみであるので、高レベル廃棄物関係の報告が移ってきた感じがある。

2. 地層処分の基準

Waste Management '95で報告された米国、ドイツ及びスウェーデンからの3つの報告について紹介する。

a) 米国

1982年の原子力政策法で、処分サイトの選定から閉鎖までのスケジュールを詳細に設定した。また、許認可機関である原子力規制委員会 (NRC) は地層処分基準 (10CFR60) 案を提案し、人工バリアによる閉じ込め期間、地下水が地表に達するまでの期間等それぞれのバリアについて性能要件を詳細に決めた基準を示している。しかし、処分候補サイトがYucca Mountainに決められ、計画が具体化されるに従って、柔軟性に欠けるスケジュールや基準が災いして計画が難航してきた。そのため再検討が行われ、柔軟性をもって計画を進めるよう、1992年に原子力法が改定された。

その結果Yucca Mountainでの地層処分基準については、まず科学アカデミー (NAS) が環境保護庁 (EPA) に勧告を提出し、それに基づいてEPAが安全基準を示し、それに沿ってNRCが技術基準を策定することになった。1995年中にはNASからの勧告が出される予定である。

表1 米国の原子力施設に関連する放射線防護基準

省庁／組織	文書	基準／指針
NCRP	NCRP (放射線防護審議会) Report No.91、電離放射線被ばく制限に関する勧告 (1987)	p37-39: 医療用を除く人工放射線全線源による被ばく線量 <100mrem/y (1 mSv/y)
NRC	10CFR Part 20 放射線防護基準	§ 20.1301: 操業による公衆への全実効被ばく線量 <100mrem/y (1 mSv/y)
NRC	基準案10CFR Part 20 Subpart E (解体措置の放射線基準) 8/22/94	§ 20.1402: サイトからの漏洩限度を決定グループの組織被ばく線量 (TEDE) の平均値15mrem/y (0.15mSv/y) とする。
EPA	40CFR Part 190 原子力発電所の環境放射線防護基準	§ 190.10: 主な操業による公衆の被ばく線量 <25mrem/y (0.25mSv/y) (採鉱、輸送及び廃棄物処分場での操業を除く)
EPA	40CFR Part 191 使用済燃料、高レベル/TRU放射性廃棄物の処分の環境放射線防護基準	§ 191.13: 核種ごとの集積漏出量 § 191.15: 公衆の平均預託実効被ばく線量 <15mrem/y (0.15mSv/y)

Waste Management '95では処分の実施に責任を持つエネルギー省 (DOE) が、NASの検討を助けるために1994年4月にまとめた勧告の概要を「米国高レベル放射性廃棄物の許認可要件の国際的展望」<sup>1)</sup>と題して紹介している。その中で次の6つの基本条項を解説し、表1に示す国内の関連基準と表2に示す諸外国の防護基準との整合性について述べている。

**基準は健康ベースであるべきである。**

将来世代の集団への健康への影響として示すのが、公衆の健康や安全と比較しやすく判りやすい。**基準は処分候補地域の住人の保護におくべきである。**

環境境界に近づく人間、処分候補地域の住人、世界の人類、地下水、動植物等を対象にする方法があるが、処分候補地域の住人を対象にすればこれらを保護する条件を包含することになる。住人の保護という一つに基準を絞れば、許認可手続きで、その処分システムに従って各バリアの基準を示すことになる。従来NRCが提案していたような個々のバリアの性能目標は許認可基準に含まれるべきではない。

**基準は10,000年以上の期間についての性能を定量的に示すことを要求すべきではない。**

処分後10,000年以後にも健康影響がある可能性があることはわかっているが、超長期の性能評価計算は不確実性が増し、サイトや設計を相対的に

比較するだけの価値がなくなる。**10,000年以上についての要件は定性的にすべきである。**

**放射性物質の漏洩の起因による将来世代の人間侵入の可能性を減らすことについての要件は定性的にすべきである。**

将来世代の人間侵入については、将来の技術や生活習慣を予測する必要があり、不確実性が大きすぎる。設計要件や制度的管理の定性的要件にすべきである。標識、土地利用制限、記録保管等詳しい要件を決めるのは処分場の閉鎖近くまで延期すべきである。それまでに得られる情報や技術をもとに適切な内容を決めることができる。

**基準の定量性は確定的な数値で示し、適応性の証明では確率解析が使われるべきである。**

10,000年以内での定量的評価の基準値そのものはあくまでも一つの数値で示され、確率的分布を持ったものであってはならない。性能評価解析では確率計算を行い、確率分布で結果が出る。その分布を基準値と比較することによって、低確率の高影響事象を考慮に入れることができる。

**基準は個人被ばく線量で表されるのが適切である。ただし、確かな見解が規制や指針に明確に示されることを条件とする。**

健康ベースの基準を表すには、許容リスク、個人被ばく線量、核種漏出量、構成システムの性能、各人工・天然バリアへの要件等がある。いずれも許認可手続きで適応性を示すように表現されるな

表2 国際的な放射線防護基準指針

国/機関	放射線基準	処分の時間枠
ICRP (Pub 60)	個人被ばく線量 <100rem/y (1mSv/y) (住居のRn及び医療による被ばくを除く)	規定なし
カナダ <sup>a)</sup>	個人リスク <10 <sup>-6</sup> /y	10,000y; 長期時間枠での評価
フランス	個人被ばく線量 <25mrem/y (0.25mSv/y)	10,000y; 長期時間枠での評価
ドイツ	個人被ばく線量 <30mrem/y (0.30mSv/y)	10,000y; 長期時間枠での評価
北欧諸国	個人被ばく線量 <10mrem/y (0.1mSv/y) 個人リスク <0.1mSv/y相当のリスク	合理的に予測可能な期間
スペイン	個人被ばく線量 <10mrem/y (0.1mSv/y) 個人リスク <10 <sup>-6</sup> /y	規定なし
スイス	個人被ばく線量 <10mrem/y (0.1mSv/y) 個人リスク <10 <sup>-6</sup> /y	規定なし
英国	個人リスク <10 <sup>-6</sup> /y	10,000y; 長期時間枠での評価

ら採用し得る。被ばく線量基準を採用するには次の3つの見解が明確にされる必要がある。

- 個人被ばく線量限度は従来10CFR Part20にある公衆の個人被ばく線量限度と同じにする。
- 被ばく線量限度はYucca Mountain地域に住む標準的住人に適応する。
- 将来の生態圏に関する仮定（将来世代の人間の挙動）を特定する。

以上のDOE勧告について表2に示した内外の基準との整合性を次の3点から検討している。

- 1) 基準の表現形式
- 2) 一次放射線被ばく線量限度
- 3) 要件における時間枠

結論としては、DOEの勧告は現有の内外の基準指針の範囲にある。

#### b) ドイツ

岩塩鉱への処分を主に考えて計画を進めてきたが、地元の下承が得られず計画通りには進行していない。Waste Management '95では岩塩鉱と合わせて花崗岩を候補岩種として対比しながらサイト選定基準、安全評価及び地質調査について「高レベル廃棄物処分の安全基準の解析」<sup>2)</sup>と題して報告している。

米国とは対照的で、地層処分の設計はサイト特有の地層条件によるので、**定量的基準としては、放射線防護目標のみが原子炉安全委員会（RSK）の勧告として示されている。**即ち、「全ての合理的な漏洩シナリオによる個人への放射線被ばく線量は0.3mSv/yを超してはならない。」とされている。この値をもとに候補サイトの調査を行い地質及び地殻構造についての基準を導くとの方針がとられている。

#### サイト選定の主な基準

岩種は岩塩と花崗岩を考え、深さは、500m以上掘削し、1200mを超さないようにする。

次の要因によって除かれない全ての地域はサイト選定の対象となり得る。

- ・ 生態学的要因（保護地域、工業地域と人口過密地域、大容量貯水地域、水理要件の不適切区域）
- ・ 地質学的要因（破碎帯、上下及び横ずれ運動地帯、地震活動地帯、マグマ地帯）
- ・ 地質構造要因（不十分な広さ（ $<10\text{km}^2$ ）、露天掘鉱山や地下鉱山、顕著な母岩変質）

これらの基本的な点はドイツの状態からおおよそ見分けがつく。

#### バリアの概念

地層処分の概念は天然バリアと人工バリアの組み合わせでお互いの弱点を補いあう仕組みとなっている。2種類の天然バリア、即ち、岩塩と花崗岩では概念が異なる。

岩塩は長期にわたってガスや液体を閉じ込める性質があり、シーリングが唯一の重要な人工バリアである。花崗岩では水と廃棄物の接触を防ぐことは不可能であり、透水率が非常に小さい大規模な岩体により人工バリアとの組み合わせで安全目標が達成できる。すなわち、多重バリアの役割が一層重要である。

花崗岩は次の利点がある。

- 廃棄物を多くの破壊プロセスから十分遠く離れた場所に処分できる。
- 廃棄物に影響が及ぶ自然のプロセスが遅い。
- 人工バリアを保護する機能がある。
- 放射性核種の移行を遅らせる機能がある。

#### 安全評価

岩塩はよくしまっている性質があるので、岩塩の初期の状態が明確であり、以後の評価も確定的な評価方法をとることができる。その意味で、岩塩では掘削の段階で岩盤を損ねないことが最も重要である。一方、花崗岩では既に発生している割れ目の初期状態を正確に表すことが困難であり、将来の変化予測も難しい。したがって、確率論的な評価は欠かせない。

#### 地質探査

探査の目的は処分サイトとして地質が適切であることを確認することであり、次の項目からなっている。

- 地層の様子を詳細に書きだし、それに基づき岩体の形状及び地層環境についての地質学的モデルを開発する。
- 安全評価解析の関連データを評価する。
- 母岩のバリア機能に関連する地質学的シナリオを明確にする。

岩種によりバリア機能が違うので探査の重点目的も違ってくる。岩塩の場合は、処分場に適した岩体の大きさを調べることに主な目的がある。花崗岩の場合は地下水の主な通路となる割れ目の性質を調べることに主な目的となる。

#### c) スウェーデン

花崗岩処分を考えており、比較的順調に計画が進められているように思われる。処分基準のそれ

ぞれの項目について長い時間をかけ、国際的に専門家の参加を得て徹底した議論を積み上げている。Waste Management '95では、「人間及び自然の保護」<sup>9)</sup>と題して、基本的事項についての考え方を紹介している。

### 被ばく線量限度

廃棄物処理施設及び輸送システムは個人の被ばく線量が50mSv/y、100mSv/5y、700mSv/(生涯)を超さないよう設計しなければならない。この値は集団集積被ばく線量2person-Sv/y-GWeの限度の内に含まれる。公衆については0.1mSv/y以下とする。集団集積被ばく線量は5person-Sv/(操業期間・GWe)、500年について平均1mSv/yを超さないようにする。

### 自然の保護

自然環境の保護とは一般に、人間の健康、生物種、生物資源の生産能力及び農耕地のことである。地層処分による影響評価の主点は生物種の保護にある。生物種を保護するには個体ではなく集団であるが基準は個の保護基準で表される。そして、生体組織レベルで考えるべきである。

定量的基準としては組織や成長過程で違うが、実験データによると1から5Gy/yの範囲であるなら、多くの組織について観測できる影響は生じていない。これらの実験研究は通常低レベル長期被ばくの場合には留意していないことを考えると100から1000の安全ファクターをとるべきである。1から50mGy/yを定量的基準とすべきである。処分場の実現性を評価する作業の場合は20mGy/yの値を使ってよいだろう。

### 長期間の観点

処分場閉鎖後の放射性物質の漏洩については次の3つの期間に分けて検討される。

#### a) 最初の1000年

最も潜在的危険性を考えなければならない期間である。

#### b) 1000年から次の氷河期 (10,000年のオーダ)

Cs<sup>137</sup>、Sr<sup>90</sup>の寿命より短寿命の核種は減衰し、長寿命の核種が隔離の対象になり、期間の経過に従ってバリア、社会、自然を考える際の不確実性が増す。

#### c) 次の氷河期以後

処分場を定量的に詳しく表すことは困難と思われる。定量的な評価はa)及びb)の時期が対象であり、c)の時期については定性的判断になる。

### 人間侵入

将来社会はその社会の意思での行動については責任を持たなければならない。将来世代の人間が意識的に行う人間侵入は防ぐことはできない。

以上の内容の報告の他に、「放射性廃棄物対策—国際的観点」<sup>9)</sup>と題して国際的動向も含めた紹介もしている。数年前に、OECD/NEAのRWMC (放射性廃棄物管理委員会)はIAEAのINWAC (国際放射性廃棄物諮問委員会)と協力して、「長期の安全性は評価できるか」<sup>9)</sup>と題し、国際的に集約した見解を文書 (Collective Opinion) としてまとめているが、世代間倫理等地層処分の基本的な問題についての新しいCollective Opinionの作成作業が進行していることを紹介している。1995年3月の開催されたRWMCで、その文案がほぼ完全に近いものにまで検討が進められた。この中には、「地層処分の計画を段階的に進めることは、将来の科学の進歩や社会的受容性を視野に入れ、他のオプションが開発される可能性を残すことになる。」との趣旨が結論に盛り込まれるようである。IAEAについては放射性廃棄物安全基準 (RADWASS) 計画が進んでいることや原則と基準に関するINWAC Sub-group (国際放射性廃棄物管理諮問委員会分科会)で放射性廃棄物処分の時間枠や安全評価の安全指標についての検討が進められていることが述べられている。後者については既にIAEA TECDOC-767として出版されている。

- 1) S. J. Brocoum, et. al. "International perspective on U.S. high-level waste licensing requirements"
- 2) V. Braeuer, et. al. "Analysis of criteria for high level waste disposal"
- 3) M. Jensen et. al. "Protection of man and nature -Some criteria acceptance of nuclear waste repositories"
- 4) S. Norrby "Radioactive waste management -An international view"
- 5) NEA, IAEA, CEC "Disposal of radioactive waste: Can long-term safety be evaluated? An international collective opinion" (1991)

(中村治人)

## 各国の政策と計画

1995年3月開催のOECD/NEA放射性廃棄物管理委員会(RWMC)に各国及び国際機関の代表が提出した現状報告書<sup>(11)</sup>に基づき主な点を紹介する。

### 日本

原子力委員会が「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を1994年6月に策定し、その中で地層処分の全体計画を示している。次のスケジュール及び役割分担が示されている。

- a) 2000年頃までに実施主体をつくる。
- b) 実施主体が地元の了承の下に処分予定地を選定し、国がその結果を確認する。
- c) 実施主体は処分予定地の地下施設においてサイト特性調査及び処分技術の実証を行う。
- d) 国は処分の実施のための法の整備を図るとともに安全審査を行う。
- e) 処分場の操業開始は2030年代から遅くとも2040年半ばを目安とする。

フランス及び英国への再処理委託により生じたガラス固化体の返還の第1回の輸送船が1995年2月23日にフランスを出発し1.5~2ヶ月かかり到着する予定である<sup>(12)</sup>。年間1~2回輸送を行い、約10年間で終了する予定である。

### オーストラリア

低レベル放射性廃棄物の処分場サイト選定のフェーズ2の検討資料が1994年半ばに出され、今後政府はさらに詳細な調査を行う地域を特定する予定である。

### カナダ

使用済燃料の処分についての環境影響評価報告書(EIS)が1994年末に完成し、評価委員会に提出された。1995年秋には公開ヒアリングが開始され、1996年末に国の勧告が出される予定である。2025年頃には処分施設ができる計画である。

地下研究施設(URL)では、緩衝材/コンテナ試験、掘削影響試験、シーリング試験等が順調に進行している。

その他に、深地層での微生物の研究、コンテナ材料の長期(20年程度)腐食試験等の開発研究が行われている。

低レベル放射性廃棄物については、耐侵入地下施設(IRUS)の予備安全解析についてAECB(原子力管理委員会)のコメントに沿って、再解析が

行われている。

### 米国

Yucca Mountainでの調査用主トンネルの掘削は1996年5月完成を目指して順調に進行している。1998年にはサイトの適性についての結論が出され、2004年に建設開始、使用済燃料の受入れは2010年になる予定である。廃棄物の回収可能性維持期間は確認期間を長くするため50年から100年間に延ばされた。

全米科学アカデミー(NAS)は

- 1) 個人被ばく線量
- 2) 閉鎖後の積極的な制度的管理の効果
- 3) 10,000年間の人間侵入確率の科学的裏づけについて検討する予定である。

NRCは地層処分基準10CFR60の各要件についての審査指針案(LARP、NUREG-1323)の検討を続けている。多目的キャニスターについては、1996年4月に安全解析書がNRCに提出される予定である。

Savannah及びWest Valleyのガラス固化施設は1996年初めに操業開始の予定である。

EPAは、低レベル放射性廃棄物の処分の一般的环境放射線基準について検討中であり、1995年夏に正式に提案される計画である。

### 英国

1994年8月環境大臣から放射性廃棄物政策の検討結果が中間報告書として公開された。白書として仕上げるためコメントの検討が行われている。

再処理施設THORPの化学処理プラント部の運転が1995年1月に開始された。

低中レベル放射性廃棄物の地層処分の担当機関Nirexが1994年7月に岩盤特性調査施設(RCF)の計画承認申請書を提出した。この申請は地層処分場と区別されている。なお、2km深さの21本のボーリングが掘られ、地表からの調査はかなり進捗している。

### ドイツ

使用済燃料のCASTOR型キャスクによる貯蔵施設は、1995年2月現在認可数量320体のうち298体が貯蔵されている。更に大型キャニスターの申請がされている。

旧東ドイツMorsleben処分場は1994年1月再開された。1995年中には5000m<sup>3</sup>が処分される計画

である。Konrad処分場については、BfS（連邦放射線防護庁）は今年中には計画が承認される見込みを持っている。その場合は1998年には操業が開始される計画である。Gorleben処分場の立孔は約600mにまで達している。地元Lower Saxonyの環境当局はGorlebenは適切なサイトではないとしている。

#### スウェーデン

使用済燃料の処分サイトの予備検討がStoruman及びMalåで進行している。前者については1995年2月に報告書が出た。後者については6ヶ月遅れる予定である。キャニスターの開発については、鉄鋼製内容器つき銅製キャニスターの実物大での製作が1995年夏には完了する予定である。**ÅspöのHRL（硬質岩研究施設）の掘削工事はほぼ完了した。**SKI（原子力検査局）による性能評価報告書SITE-94は1995年中に完成の予定である。

環境影響評価報告書（EIS）の関連分野の規制の整合性を図るため各規制当局が調整するプロジェクトが終了した。報告書は1995年10月スウェーデンのLuleåで開催されるEISの国際シンポジウムに提出された。

#### フィンランド

1994年に原子力法が改定され、国内で発生した廃棄物は国内で処理し、貯蔵し、最終処分するよう改められた。

低中レベル放射性廃棄物の処分場の建設がHast-holmen島で開始された。

使用済燃料の処分場については、3サイトでの地質調査が進行している。1996年には中間評価が行われ、2003-2010年には地下施設によるサイト特性調査を行う計画である。

#### スイス

処分場計画のフィールド調査の許可手続きを簡略化し、核拡散防止の強化を目的とした原子力法の改定については、2つに分けて審議され、後者は1995年2月に可決したが、前者は決っていない。

高レベル放射性廃棄物の貯蔵、低中レベル放射性廃棄物の処理等を行うZWILAGの許認可は1996年始めに終了、1998/99に施設が完成する計画である。**Wellenberg低中レベル放射性廃棄物処分場の実施主体GNWが1994年6月にできた。**

#### フランス

la Manche処分場は監視段階に入り、l'Aube処分場の操業の準備が整った。

高レベル放射性廃棄物については、地下研究施

設の2候補サイトを選ぶ調査が続行されている。

#### ベルギー

低レベル放射性廃棄物の処理の新施設CILVAが1994年5月認可された。セメント固化、圧縮施設は1994年6月に稼働し、焼却施設は1995年第2四半期に稼働する予定である。

地層処分についてはモル研究所の粘土層に地下研究施設があり、粘土層処分の予備的な実証試験プロジェクトPRACLAYが行われる予定である。

#### イタリア

1994年1月環境保護庁（ANPA）が設立され、原子力施設を閉鎖し、解体するとの政策に沿ってENEAの予算及び人員はANPAに移された。

#### スペイン

El Cabril処分場には25,000本のドラム缶が搬入され、13,000本のドラム缶の処分が終わった。Andujarウラン鉱滓処分場の閉鎖は1994年中頃に終わった。今後10年間監視が続けられる。地層処分については基本概念の検討が行われている。

#### IAEA

放射性廃棄物安全基準（RADWASS）の検討が進められている。廃棄物処分の長期性に関する課題に関連する活動としては、長期経過後の安全性の指標についての検討結果がTECDOC-767として出版された。また、処分施設に関する記録の保存の必要性についての認識が高まり、技術報告書の準備が進められている。

旧ソ連圏での放射性廃棄物処分及び原子炉等に関わる多くの課題への協力活動が行われている。

#### CEC

1990-1994年の放射性廃棄物処理処分についての研究開発計画は終了し、各プロジェクト毎に結果の評価が行われている。これらの結果が紹介される国際シンポジウムが1996年3月にLuxembourgで開催される。原子力施設の解体についての開発研究の結果は1994年9月にLuxembourgで開催された国際シンポジウムで報告された。1994-1998年の核分裂安全の新開発研究の計画が開始された。この計画に廃棄物処理処分と解体が含まれている。重点課題は地下実験施設を使う研究開発計画である。これまでの主な研究開発も引き続き行われる。

（中村治人）

注1)RWMCに出席した原研村岡進氏より入手。

注2)1995年4月26日陸上げされた。

# センターのうごき

## 第38回 理事会 開催

平成7年3月3日(金)第38回理事会が開催され、平成7年度事業計画及び収支予算が承認されました(主務大臣の承認は平成7年3月23日付け)。

また、石渡鷹雄非常勤理事が大石博氏(動力炉・核燃料開発事業団理事長)と交替されました。

### 特定公益増進法人であることの証明

平成7年3月29日付けて主務大臣から特定公益増進法人の証明を受けました。

### 平成7年度に推進する調査研究等の課題

当センターは平成7年度事業計画に基づき、

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ① 低レベル放射性廃棄物の処理処分に関する調査研究         | 22件 |
| ② 高レベル放射性廃棄物、TRU廃棄物等の処理処分に関する調査研究 | 11件 |
| ③ ウラン廃棄物の処理処分に関する調査研究             | 2件  |
| ④ 放射性廃棄物の有効利用に関する調査研究             | 2件  |
| ⑤ 放射性廃棄物の処理処分全般にわたる調査研究等          | 3件  |

計40件の調査研究等を実施する予定です。

編集発行

財団法人 原子力環境整備センター  
〒105 東京都港区虎ノ門2丁目8番10号 第15森ビル  
TEL 03-3504-1081 (代表) FAX 03-3504-1297